

[24]韓国研究センター年報

<https://hdl.handle.net/2324/7218211>

出版情報：韓国研究センター年報. 24, 2024-03-21. Research Center for Korean Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



韓国研究センター年報 投稿規程

1. 投稿資格

- (1) 投稿者は、九州大学に在籍する韓国学研究者とする。
- (2) 上記以外の者で投稿を希望する場合は、事前に編集委員会の許可を得るものとする。

2. 投稿条件

- (1) 原則として未公開のものとする。
- (2) 投稿原稿に使用する言語は、原則として日本語もしくは英語とする。
- (3) 投稿にあたっては執筆要領を参照すること。
- (4) 投稿者の母語以外の言語で書かれたものは、その言語の母語話者による校閲を経た上で投稿されなければならない。

3. 投稿区分

- (1) 研究論文
- (2) 史料（資料）紹介
- (3) (1) および (2) に準ずるもの

4. 原稿の査読

原稿の採否については編集委員会が決定する。

5. 著作権

- (1) 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属する。
- (2) 韓国研究センターはそれらの著作物をセンターのホームページで公開する権利を有する。
- (3) 原則として掲載後1年間は、掲載された論文等の転載（他のウェブサイトへの転載も含む）を控えること。年報に掲載された論文等を執筆者が転載等の二次利用をする場合には、韓国研究センターに届け出なければならない（様式自由、電子メールでも可）。

6. 掲載された論文等の公開について

- (1) 韓国研究センター年報は九州大学学術情報リポジトリに登録する。
- (2) 年報に掲載された論文等は、韓国研究センターが必要とした場合、その他の媒体に転載することがある。

7. その他

その他必要な事項については編集委員会で決定する。

以上

執 筆 要 領

1. 原稿の形式

原稿はMSワードで作成し、完成原稿で提出する。

2. 章立て

章立ての記号は以下の通りとし、序章と終章にも番号をつける。

タイトル	名前（所属・職位）
1. ○○ (1) △△ ①□□	
参考文献	
英文要旨	

3. 図表

図、表ごとに「図1」「表1」と通し番号をつけ、出典を示す。

4. 注の表記

頁ごとに脚注をつけ、番号はアラビア数字で記入する。

5. 言語

日本語、または英語を用いるものとする。

6. 要旨

日本語の場合は英文の標題および著者名、200単語程度の要旨を付する。また、英語で提出した場合も同様とする。

7. 字数

日本語原稿は32000字以内とし、英文の場合は8000単語以内とする。

韓国研究センター年報 編集委員会規程

(目的)

第1条 韓国研究センター年報の編集に関する事項を審議するために編集委員会（以下「委員会」）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 韓国研究センター センター長
- (2) 韓国研究センター 副センター長
- (3) 韓国研究センター 専任教員
- (4) 韓国研究センター 複担教員からセンター長が指名する数名。
- (5) 韓国研究センター年報 編集担当者（韓国研究センター学術研究員）

(委員長等)

第3条

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長には韓国研究センター長を充てる。
- (3) 副委員長はセンター長の指名によるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(会議の招集)

第5条

- (1) 委員会は、委員長が召集し、議長となる。委員長に支障があるときは、副委員長が、これを代行する。
- (2) 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

(審議事項)

第6条 委員会は韓国研究センター年報に関する次の事項を審議する。

- (1) 投稿に関すること
- (2) 作成、編集に関すること
- (3) 配布に関すること
- (4) その他センター年報の編集発行に必要なこと

(発行)

第7条 韓国研究センター年報の発行は、原則として年1回とする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営及び韓国研究センター年報の発行に必要な事項は、別に定める。

以 上